

山口県報

平成24年
6月29日
(金曜日)

目次

告示	一
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定 (廃棄物・リサイクル対策課)	一
指定施業要件の変更予定保安林(美祢市)(森林整備課)	三
公告	三
国土調査の成果の認証(地域政策課)	四
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)	四
公安委規則	四
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	七
山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則	七
公安委公告	七
契約の締結	七
雑報	七
県報の正誤(平成二十四年三月三十日山口県人事委員会規則第五号)	八

山口県告示第二百七十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十四年六月二十九日

山口県知事 二井 関成



一 指定区域

岩国市叶木字大平四八二番のうち別図に示す区域、四八三番、四八三番一、四八七番、四八七番一及び四八七番二

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に規定する埋立地

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県岩国環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域

下松市大字切山字地秋八〇四番二のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県周南環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域

下松市大字笠戸島字黒磯八一七番、八一八番二、八一八番三及び国有林のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県周南環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域

光市大字束荷字大願寺五八一番一のうち別図に示す区域、五八一番五のうち別図に示す区域及び五八二番一のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県周南環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域
光市大字小周防字上石遠一九八番一のうち別図に示す区域、二〇三番三のうち別図に示す区域、三六七番、三六八番、三七〇番のうち別図に示す区域、三七一番のうち別図に示す区域、三七一番一のうち別図に示す区域、三七六番のうち別図に示す区域及び三七六番一のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県周南環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域
山口市徳地伊賀地字上西大津二一九八番

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地

一 指定区域
山口市宮野上字上魚切八六八番から八七〇番まで、八七一番のうち別図に示す区域、八七二番及び二四一七番

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口市環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域
山口市秋穂二島字長浜四五六八番及び四六三三番

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地

一 指定区域
防府市大字牟礼字後迫四三〇番

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地

一 指定区域
宇部市大字宇部字昆蔵一九一番五のうち別図に示す区域及び一九一番七のうち別図に示す区域並びに字西ヶ原四五八番及び四五九番のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県宇部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域
宇部市大字川上字門違四八四番一から四八四番三までのうち別図に示す区域、四八五番のうち別図に示す区域、四八六番及び四九〇番一から四九〇番三までのうち別図に示す区域並びに字上桜ヶ谷八〇〇番、八〇二番一及び八〇二番二のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県宇部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域
宇部市大字船木字番所八二五番一のうち別図に示す区域、八二五番二及び八二五番三、字山の神八二六番一のうち別図に示す区域、字吉町田二六〇九番四、二六〇九番八、二六二二番一及び二六二二番六、字山ノ神浴二六一六番並びに字一ノ埜二六一九番、二六一九番第一、二六二〇番第一及び二六二〇番一

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県宇部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域

美祢市大嶺町與分字市ノ事一六五番九のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県宇部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域
山陽小野田市大字高畑字三十歩田三五番一のうち別図に示す区域、三五番三のうち別図に示す区域及び三六番、字神田四八番のうち別図に示す区域、五二番のうち別図に示す区域及び三二七番三〇のうち別図に示す区域並びに字東鳥落五三番のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県宇部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域
山陽小野田市大字厚狭字萩原二六番七のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県宇部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域
山陽小野田市大字津布田字一ノ上野畑一六二番一のうち別図に示す区域、一六二番一三のうち別図に示す区域及び一六二番一六のうち別図に示す区域並びに字八ヶ尻二二二番二のうち別図に示す区域、二二二番五、二二三番一のうち別図に示す区域及び二二七番一のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県宇部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十四年六月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字多々良一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五の三から一〇〇五の三まで、一〇〇六の一、一〇〇六の二、一〇〇八の三から一〇〇八の三まで、一〇〇九、一〇一〇の一から一〇一〇の三まで、一〇一一、一〇一二の一、一〇一二の二、一〇一三、一〇一四、一〇一八、一〇二〇、一〇二〇の一、一〇二二、一〇二二、一〇二三の一、一〇二三の二、一〇二四、一〇二六から一〇二九まで、二〇七四の七、二〇七六、二〇七六の二、二〇七六の二、二〇七八の一、二〇七八の二、二〇七五〇、二〇七五の一、二〇七五の二、字柳ヶ迫二〇三四、一〇三五、二〇九七の五から二〇九七の五三まで、字権現山一六三六の一、二〇七四の一、二〇七四の四、二〇七四の五、二〇七九の一、二〇七九の三から二〇七九の八まで、二〇七九の二〇から二〇七九の二六まで、二〇七九の一八から二〇七九の二二まで、二〇七九の二八から二〇七九の三三まで、二〇八一の一から二〇八一の三まで、二〇八一の五、二〇八一の六、二〇九一の一から二〇九一の三まで、二〇九一の五、二〇九一の一から二〇九一の一五まで、二〇九一の九から二〇九一の三〇まで、字大丸尾二〇七九、字河原上二〇八二の一、二〇八二の二、二〇九〇の三、二〇九五の一から二〇九五の四まで、字鳥居ヶ迫二〇九一の三二、字水谷二〇九七の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
美祿市秋芳町別府字権現山二〇七四の二、二〇七四の三、字多々良二〇七四の六、二〇七四の八、二〇七四の一〇、二〇七四の一、二〇七四の一四
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祿市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
美祿市秋芳町別府字大丸尾二〇七九、字権現山二〇七九の二、二〇七九の二五から二〇七九の二七まで、二〇八一の一、二〇八一の二、二〇九一の二
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祿市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

(二八九) 国土調査の成果の認証
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。
平成二十四年六月二十九日

一 国土調査を行った者の名称等

名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成十九年五月十四日から平成二十一年三月十二日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	豊田町大字今出及び豊田町大字地吉の各一部
"	平成二十年四月二十三日から平成二十二年三月十日まで	" "	豊田町大字日野
美祿市	平成二十一年五月二十一日から平成二十三年三月二十三日まで	美祿市地籍図 美祿市地籍簿	大嶺町東分及び東厚保町川東の各一部

二 認証年月日

平成二十四年六月二十九日

(二九〇) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。
平成二十四年六月二十九日

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

山口県知事 二井 関成

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十三年及び平成二十四年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区分	採捕の種類	期間		数量
		期間	数量	
まあじ	中型まき網漁業 小型まき網漁業 敷網漁業	平成二十三年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン	若干
		平成二十四年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン	
まいわし		平成二十三年一月から同年十二月まで	若干	若干
		平成二十四年一月から同年十二月まで	若干	
まさば及びこまさば		平成二十三年七月から平成二十四年六月まで	若干	若干
		平成二十四年七月から平成二十五年六月まで	若干	
するめいか		平成二十三年一月から同年十二月まで	若干	若干
		平成二十四年一月から同年十二月まで	若干	

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十三年及び平成二十四年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数量	
		平成二十三年	平成二十四年
まあじ	中型まき網漁業 小型まき網漁業 敷網漁業	四、八〇〇トン	四、〇〇〇トン
		若干	若干

すくい網漁業	若干	若干
定置漁業(以下「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十三年及び平成二十四年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
----	-------	----	----	-------

い ま こ が れ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成二十四年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五
		周防灘	平成二十三年一月一日から同年十一月三十日まで	一、六八五
さ わ ら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十三年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		瀬戸内海	平成二十四年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十三年及び平成二十四年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間		量(隻日)
			期	間	
い ま こ が れ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十三年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五	
			平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五	
さ わ ら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十三年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五	
			平成二十四年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七	

平成二十四年一月
一日から同年二月
十日まで
一一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導す
るとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知
事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状
況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する
調査及び研究の充実強化を進める。



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安
委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一宇部市青年の家の項を削る。

附則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第七号

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山口県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年山口県公安委員会規則第一号）の一部
を次のように改正する。

別表宇部市青年の家の項を削る。

附則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十四年六月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

運転免許証更新時講習用教本 十六万冊

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十四年四月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

伊藤印刷株式会社 三重県津市大門三三番一三三号

六 落札金額

一冊当たり八十二円

七 入札公告日

平成二十四年三月十三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(二) 落札方式
最低価格



正
誤
平成二十四年三月三十日山口県人事委員会規則第五号（給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則）

ページ	二	
上	段	
誤		
正		
健康福祉部障害者支援課	児童の生活指導及び保育を担当する職員	一（児童と起居をともにする者にあつては、三）
健康福祉部障害者支援課	児童の生活指導及び保育を担当する職員	一（児童と起居をともにする者にあつては、三）
別表第一 身体障害者福祉センターの項を次のように改める。		
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター（身体障害者の医学的・心理学的及び職能的判定に従事する者に限る。）	一。
別表第一 このみ園の項を削る。		
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。		

平成二十四年六月二十九日印刷
平成二十四年六月二十九日発行

発行人所

山口県知事